

排出事業者のための有益情報満載ニュースレター

WASTE TODAY

11月号
2018

2018.11.28

発行者：株式会社リーテム



今月のテーマ

「これからの建設リサイクル法」

いま「建設リサイクル」は、そのリサイクルの質を向上させるため、新たな局面を迎えようとしています。建設・土木業界に勤務の方以外の「建設リサイクル」に馴染みのない方々にも、興味を持って頂ければうれしいです。



建設リサイクル法とは

建設工事等から発生する廃棄物を資源として有効利用するため、2000年5月に「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」が制定されました。
この法律で対象となるのは、特定建設資材廃棄物です。

2000年
5月制定

建設リサイクル法

特定建設資材廃棄物とは…

建設工事に伴って廃棄されるコンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート



何を義務付け	使用済み特定建設資材の分別解体及び再資源化等
だれに	受注者等
どんな時	「特定建設資材」を使用した建築物等の新築工事および解体工事のとき

18年経過

「特定建設資材廃棄物」以外はまだ課題あり



課題

2018年
現在

- ・ 依然として不法投棄が多い（建設廃棄物は産業廃棄物全体の不法投棄量の7割）
- ・ リサイクル体制や技術が未確立の建設資材がある
- ・ 建設リサイクルについての国民の理解・意識が低い
- ・ 再生資材の利用促進の取組が足りない

建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討についてとりまとめ（平成20年）より



株式会社リーテム

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-15-2 新神田ビル7F

TEL. 03-5256-7041 Mail. info@re-tem.com <https://www.re-tem.com/>

2025年までの建設リサイクルの国の取り組み

今年6月19日に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。
注目したいのは、国の建設リサイクルに係る今後の取組の中で石膏ボードと複合材料という具体的な建材名をあげている点です。
これら資材の課題解決に向け、2025年までに何らかの動きがあるものと思われます。

国の建設リサイクルに係る今後の取組

- ✓ 排出事業者の意識改革と環境配慮を推進する
- ✓ 建設廃棄物の適切な再資源化（再生材の用途開拓や利用促進）
- ✓ 建設リサイクル法の柔軟な見直し
- ✓ 石膏ボードや分別困難な複合材料等のリサイクル促進
- ✓ 他産業で発生した副産物・廃棄物の建設資材としての利用促進（セメント原料代替など）

第四次循環型社会形成推進基本計画より

石膏ボードと複合材料の課題

石膏ボード	- 再資源化率が低く、発生量の多くが埋立処理される地域あり - 発生量増加（石膏ボード工業会推計：2012年廃棄量比較で、2032年に2倍、2047年に3倍）
複合材料	分別不可で埋立処理せざるを得ないものがある <例> 2種類以上の異なる建設資材が接着される等しているもの。複合資材、複合建材などと呼ばれる。 合板にタイルを接着したもの、躯体にウレタンを吹き付けたもの、石膏ボードに岩綿吸音板を貼り付けたもの等、 20種類以上の複合材料がある。

今年9月6日に、「第7回廃石膏ボードの再生資源化シンポジウム」が開催され、関連業界の間で石膏ボード廃棄量増加問題と安全で多角的なリサイクルの推進が検討されました。

これからの建設リサイクルに求められること

建設リサイクル法の制定された18年前とは、廃棄物の内容や排出状況は大きく変化しています。建設廃棄物は今後、リサイクルのみならず、環境配慮設計やリユース、作った再生品の積極的な利用など、「量」より「質」の資源循環が求められます。



編集後記

資源循環の「質」の向上を求める法改正は遠くないでしょう。業界では埋立や単純焼却ではなく資材として再生する事例や、再生品の安全性や品質を評価する仕組み立上げの動きがあります。今後も建設リサイクルの動向を見ていきたいと思います。

◆ リーテムのサービスのご紹介



廃棄物一元管理マネジメントサービス

https://www.re-tem.com/service/service_list/waste-uniform-management/

